

ふながた健康ポイント制度について

▼対 象 者／舟形町在住の満20歳以上の方

- ① 制度利用希望者は事前に健康福祉課、生涯学習センター、農村環境改善センター、福祉避難所「てとて」、B&G 海洋センター窓口にて申請書を記入し、申請してください。
- ② 登録決定者にはポイントカードを交付いたします。
※ポイントカードに有効期限は1年間になります。（毎年4月1日～翌年3月31日まで）
- ③ 健康づくり事業に参加した場合はその都度ポイントカードにポイントを押印します。（1スタンプ＝50ポイント）
- ④ ポイントは下記の表の事業等でためることができます。
- ⑤ ポイントがたまったら商品券又は健康グッズと交換できます。交換できる上限は5,000ポイントです。（1ポイント＝1円）
※ポイントの交換期間は参加した日の属する年度の翌年度末までです。
ポイント交換申請書にポイントカードを添えてご申請ください。

▼対象となる事業

対象項目	内容	ポイント (参加1回毎)
特定健診・生活習慣病検診等 (職域実施を含む)	特定健康診査(40～74歳)	250
	基本健診(20～39歳)	300
	後期高齢者健康診査(75歳以上)	250
	がん検診(胃・大腸・肺・前立腺・子宮・乳房)	250
	人間ドック健診	500
	骨密度検診	50
	歯周疾患検診	100
	肝炎ウイルス検査	50
	特定保健指導	500
	健診結果配布	100
健康づくりに関する事業	各種健康教室・健康相談	100
	食生活改善推進協議会の事業	50
介護予防事業	介護予防教室(ゲンキー介護予防教室)	50
	いきいき百歳体操	
	地域介護予防活動(各団体・町内会)	
母子保健事業	歯科健診	50
	各種教室・講座	100
生涯スポーツ事業	町主催の各種教室・イベント (スポーツフェスティバル、なわとび大会等)	100
	町スポーツ協会登録団体活動	50
その他	個人の継続的な取り組み※ (ゲートボール、卓球、バドミントン、 輪投げ、脳トレ、スマホ教室等) ※健康保持増進を目的としており、年間 (最低6か月以上)活動計画のあるもの	50

▼健康増進のための項目等

対象項目		内容	ポイント
入会ポイント		新規申込者（初回 1 回限り）	200
ボーナスポイント		年間ポイント 7,000 以上の獲得者	1,000
健診結果	特定健診	オール O 判定	1,000
		健診の連続受診者	500
	BMI	前年度 BMI25 以上で数値の改善がある	各 100 2 項目クリア +50 3 項目クリア +100 4 項目クリア +200
	血圧	前年度収縮期 140 以上又は 拡張期 90 以上で数値の改善がある	
	血糖	前年度空腹時血糖 140 以上で数値の改善がある	
	LDL コレステ ロール	前年度コレステロール値が 140 以上で数値の 改善がある	
ウォーキング （町指定のアプリを使用）		8,000 歩/日以上 健診結果 BMI25 以上の者 （65 歳未満の町の健診受診者）	10
年間医療機関無受診者 （前年 4～3 月診療分まで）		40 歳以上の国民健康保険被保険者	1,000
年間介護保険サービス未利用者 （前年 4～3 月利用分まで）		85 歳以上の介護保険被保険者	1,000

▼ポイント交換について

ポイント数	交換相当額
500 ポイント以上	500 円相当分
1,000 ポイント以上	1,000 円相当分
2,000 ポイント以上	2,000 円相当分
3,000 ポイント以上	3,000 円相当分
4,000 ポイント以上	4,000 円相当分
5,000 ポイント以上	5,000 円相当分
ボーナスポイント	1,000 円相当分

※交換のできるポイントの上限は 5,000 ポイントですが、ボーナスポイントについては別に交換ができます。

○ポイント交換に関する申請や交換商品の受け取りは、本人や家族の方以外が行う場合は委任状が必要となります。（当該者が死亡した場合は交換期間中に家族の方が申請してください。）

○事業当日に押印できない場合は、参加したものがわかるものを健康福祉課窓口までお持ちくださると、押印いたします。

問い合わせ／健康福祉課地域保健係

3 2 - 0 8 1 0（直通）